

船橋市雨水浸透ます設置指導基準

(目的)

第1条 この基準は、船橋市内の家屋等に雨水浸透ますの設置を指導することによって、雨水の流出抑制を図り、道路の冠水及び河川の氾濫の防止に寄与し、広域的に市民の生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において「雨水浸透ます」とは、雨水を敷地内で地中に浸透させる構造をもつ施設をいう。

(雨水浸透ますの設置)

第3条 建築物を建築しようとする者(以下「建築主」という。)は、建築基準法(昭和25年法律201号)第6条に規定する建築主事の確認を受けようとするときに敷地内に雨水浸透ますを設置することについて市長と協議し、指導を受けるものとする。

(設置位置)

第4条 設置の位置は、雨水流出抑制に効果的で、かつ、隣地境界、擁壁等への影響を配慮した場所とする。

(設置個数)

第5条 別表のとおりとする。

(浸透ますの構造)

第6条 別図のとおりとする。

(適用区域)

第7条 設置適用の区域は、雨水浸透ます設置可能区域図のとおりとする。

(適用除外)

第8条 適用区域のうち次に掲げるものについては、これを除外する。

- 1 雨水調整施設が設置された場合
- 2 崖上及び擁壁等により、1メートル以上の段差がある場合
- 3 浸透効果が見込まれない場合
- 4 その他市長が特に認めた場合

(提出図書)

第9条 建築主は、第3条の規定により市長と協議するときに次の各号に掲げる図書を3部提出するものとする。

- 1 雨水浸透ます設置計画書(別記様式)
- 2 雨水浸透設置図(配置図に浸透ますの位置をおとしたもの)
- 3 雨水浸透構造図
- 4 案内図(2, 500分の1都市図)

(附則)

この基準は、昭和63年4月1日から施行する。

(附則)

この基準は、平成16年12月1日から施行する。

(附則)

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

別表

建築面積	浸透ます設置個所数
100㎡未満	2箇所以上
100㎡以上	50㎡増すごとに1箇所以上増設